

児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づき
こども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件について（概要）

令和8年6月
こども家庭庁成育局成育基盤企画課

1. 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）において、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が創設されたところ。

改正法の施行を踏まえ、児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（令和6年こども家庭庁告示第5号。以下「令和6年告示」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

令和6年告示は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2の3第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する指定保育士養成施設への入所資格を有する者に係る基準の例外（※）を定めるものであり、この例外の一つとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行うものであって、当該サービスを受ける者の半数以上が18歳未満であるものにおいて、2年以上かつ2880時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者を定めているところ。

（※）指定保育士養成施設はその指定の基準を児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項において定めており、同項第1号において、当該施設への入所資格を有する者に関する要件を課しているところ、この例外を定めるもの。

今般、障害者の多様な就労ニーズに対する支援を行うため、改正法により、当該指定障害福祉サービスの一つとして、上記就労移行支援や就労継続支援等に加え訓練等給付の対象サービスとして就労選択支援が創設された。これを踏まえ、令和6年告示を改正し、当該就労選択支援を行う事業所であって、当該サービスを受ける者の半数以上が18歳未満であるものを令和6年告示に規定する基準の例外の要件として追加することとする。

その他、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

児童福祉法施行規則第6条の2の3第2項

4. 施行期日等

- 告示日：令和8年8月上旬（予定）
- 適用期日：告示の日